

平成29年4月、桑原小・中学校を義務教育学校に移行

平成28年11月

羽島市教育委員会

近年の教育内容の量的増加や質的な高まりへの対応、児童生徒の発達の早期化への対応、さらに中1ギャップへの対応等が喫緊の課題となっており、義務教育9年間を見通した適時性・連続性のある教育の推進が求められています。これらのことを受け、羽島市の未来を担う子どもたちに「生きる力」を育むことをねらいに、中学校区の特徴を生かした小中一貫教育を市内全小中学校で進めています。

平成27年6月に学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校等に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな校種として設置可能となりました。

このことを受けて、施設が隣接している桑原小学校、桑原中学校において、平成20年度からの小中一貫教育の実践・実績を踏まえ、平成29年4月より「義務教育学校」に移行する準備を進めています。

□学校教育法の一部改正（平成27年6月）

学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。



学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

小学校



中学校



義務教育学校



義務教育学校とは

修業年限	・9年間（ただし、小学校段階に相当する6年を前期課程、中学校段階に相当する3年を後期課程に区分する。）
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中学校の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設
組織	・校長1名（ただし、総括担当の副校長または教頭または教諭を1人措置） ・一つの教職員組織（教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ）
施設	・施設の一体、分離を問わず設置可能
その他	・前期6年の課程から教科担任制が可能 ・全教職員が協働して児童生徒全員をきめ細かく支援・指導 ・部活動担当のできる教員が大幅に増員 ・効果や意図を明確にした異学年交流の実施